

不当要求を防止するために

直ちに犯罪にならなくても暴力団対策法の禁止行為に当たるものではないですか？

暴力団対策法では、**指定暴力団員が指定暴力団の威力を示して**、あるいは一般人であっても**指定暴力団等の威力を示して**、次の27の**暴力的要求行為を行った場合**、公安委員会が、「○○○の要求をしてはならない。」などと「中止命令」や「再発防止命令」を発して、その行為を止めさせることができると定めています。

暴力的要求行為



準暴力的要求行為



27の暴力的要求行為とは次のものです。



法的手段の活用を!!

これらの行為があった場合は、まずは警察へ相談してください。

7



不当な方法で債権を取り立てる行為

8



借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為

9



不当な貸付けや手形の割引きを要求する行為

10



証券会社に対し、不当に信用取引を要求する行為

11



株式会社に対し、不当に株式の買取を要求する行為

12



銀行等に対し、不当に預金等の受入を要求する行為

13



不当な地上げをする行為

14



土地、建物を占拠するなどして不当に明渡し料を要求する行為

15



宅建業者に対し、不当に宅地などの売買等を要求する行為

16



宅建業者以外の者に対し、不当に宅地などの売買等を要求する行為

17



建設業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為

18



不当に集会施設等を利用させることを要求する行為

19



交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為

20



商品の欠陥などをネタにした損害賠償、購入した有価証券に因縁を付けた損失補てんを要求する行為

21



行政庁に対し、許認可等を行うことを要求する行為

22



行政庁に対し、許認可等をしないうことを要求する行為

23



国等に対し売買等の契約の入札に参加させることを要求する行為

24



国等に対し売買等の契約の入札に参加させないことを要求する行為

25



人に対し売買等の契約の入札に一定の条件で申込等を要求する行為

26



国等に対し売買等の契約の相手方としないよう要求する行為

27



国等に対し売買等の契約の相手方に対する指導等を要求する行為